

長崎市立中学校の部活動地域移行に係るFAQ

◇ 1 地域移行の経緯 ◇

- | | |
|-------|--|
| 1-(1) | 地域移行とは何ですか？ |
| 1-(2) | なぜ、中学校の部活動を地域に移行するのですか？ |
| 1-(3) | 国の方針ではどのように地域移行されていくのですか？ |
| 1-(4) | 中学校の休日の部活動の地域移行ということですが、中学校の平日の部活動は今後、どのようになるのですか？ |
| 1-(5) | 小学校の課外クラブは中学校の地域移行と同様に進めるのですか？ |

◇ 2 地域移行の進め方 ◇

- | | |
|-------|---|
| 2-(1) | 長崎市ではどのように地域移行を進めていくのですか？ |
| 2-(2) | 地域連携と地域移行の違いは何ですか？ |
| 2-(3) | 地域連携のうち、合同部活動と、中体連が示している合同チームは異なるものですか？ |
| 2-(4) | 地域連携のうち、拠点校部活動とはどのような活動ですか？ |
| 2-(5) | 文化部についても地域移行をするのですか？ |
| 2-(6) | 地域連携の拠点校部活動では、学校単位ではなく、生徒がブロック内の別の学校を希望する場合、それぞれが希望する学校に申請を出すことは可能ですか？ |
| 2-(7) | 休日の部活動が地域に移行した場合、平日の部活動はどうなるのですか？ |
| 2-(8) | 令和9年度の新チームになってからは、中学校の休日の部活動は実施されないのですか？ |
| 2-(9) | 令和9年度の新チームということであれば、現在の小学5・6年生がそれぞれ中学1・2年生ということになりますが、その該当の児童生徒とその保護者が考えればよいということですか？ |

◇ 3 運営主体について ◇

- | | |
|-------|---|
| 3-(1) | 地域クラブの運営主体にはどのようなものがありますか？ |
| 3-(2) | 地域クラブを立ち上げる場合、どのような手続きが必要になりますか？ |
| 3-(3) | 保護者会が運営主体となった場合、会員や指導者間の連絡、活動記録、集金等、多くのことを担うことになりますが、負担が増えることにつながりませんか？ |

◇ 4 保護者負担について ◇

- | | |
|-------|---|
| 4-(1) | 部活動が地域に移行したら、保護者の負担はどうなりますか？ |
| 4-(2) | 経済的に困窮する家庭に対して地域クラブに参加するための費用の支援はありますか？ |
| 4-(3) | 地域クラブに対する市からの補助金がありますか？ |

◇ 5 地域クラブの指導者について ◇

- | | |
|-------|---|
| 5-(1) | 地域クラブでは、指導は誰が行うのですか？ |
| 5-(2) | 地域の指導者として、地域クラブの指導をしたいのですが、どうすればよいですか？ |
| 5-(3) | 地域クラブの指導者として従事するために、必要な資格等がありますか？ |
| 5-(4) | 中学校の休日の部活動の地域移行で、平日は部活動、休日は地域クラブ等でそれぞれ活動することになりますが、平日と休日で指導者が変われば混乱が生じるのでは？ |

◇ 6 地域クラブの活動内容について ◇

- | | |
|-------|--|
| 6-(1) | 地域クラブの活動回数や活動時間、大会参加回数はどのようになっていますか？ |
| 6-(2) | 中学3年生は、いつまで地域クラブ活動に参加することができますか？ |
| 6-(3) | 部活動から地域クラブに移行したら、毎日、練習していいのですか？ |
| 6-(4) | 地域クラブとなった場合、活動場所はどのようにして確保すればいいのですか？ |
| 6-(5) | 地域クラブとして、中学校体育連盟等が主催する大会に出場することができますか？ |

◇ 7 長崎市地域クラブの認定について ◇

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 7-(1) | 申請はどのような方法で進めればよいのですか？ |
| 7-(2) | 長崎市では、民間のクラブと地域クラブをどのように区別しているのですか？ |
| 7-(3) | 長崎市地域クラブ認定の申請期間、更新についてはどのようになりますか？ |

◇ 8 責任の所在と保険の加入について ◇

- | | |
|-------|--|
| 8-(1) | 地域クラブの活動において、事故等が発生した場合の責任の所在はどうなりますか？ |
| 8-(2) | 指導者として従事する場合、保険の加入は必要ですか？ |

◇ 9 その他 ◇

- | | |
|-------|--|
| 9-(1) | 地域移行することによって、同じ競技で1つの学校に2つのクラブが立ち上がるというのも出てくると思いますが、制限等がありますか？ |
| 9-(2) | 地域移行のことがよくわからないのですが、地域住民への周知はどのようにされていますか？ |

長崎市立中学校の部活動地域移行に係る FAQ

◇ 1 地域移行の経緯 ◇

1-(1)

Q 地域移行とは何ですか？

A 部活動は、教育課程外の学校教育活動として中学校学習指導要領に示されており、学校管理下で各学校の振興会や保護者会の協力の下に運営されています。その部活動を、地域が中心となって運営する地域クラブ活動や、既存の道場、民間のクラブ、各種スクール等へ移行することを『地域移行』といいます。

国は令和4年に総合的なガイドラインを示し、その後、各自治体の実情や実態に応じて進めることとなっています。

国の実行会議における報告では、学校から切り離すという側面よりも、地域が学校と連携した活動として運営されることを目指す観点をより重視するため、名称が『地域移行』から『地域展開』に変更することが示されています。

→[目次に戻る](#)

1-(2)

Q なぜ、中学校の部活動を地域に移行するのですか？

A 近年、人口減少および少子化が加速化し、中学校生徒数も減少の一途をたどっています。同時に中学校の教職員数も減少傾向にあります。それに伴い生徒が選択できる部の減少や、部員の減少から大会に参加できないなど、部活動の持続可能性という面で厳しさが増えています。

また、競技経験や指導経験のない教職員が顧問となり指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められるなど、保護者の多様なニーズに対応する必要が高まり、教職員にとっては大きな業務負担となっています。

そのため、生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保や、学校の働き方改革の推進による学校教育の質の向上などを目指し、部活動を地域に移行していくこととされました。

→[目次に戻る](#)

1-(3)

Q 国の方針ではどのように地域移行されていくのですか？

A 令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」が策定されました。そのポイントとしては、

- ・ まずは休日の部活動から段階的に地域に移行していくことを基本とする。
- ・ 令和5～7年度を休日の部活動の地域移行に向けた「改革推進期間」とする。
※ 国は当初、令和7年度末までに休日の部活動はすべて地域移行を実現していましたが、令和4年12月に「可能な限り早期の実現を目指す」と付け加えました。
- ・ その後、令和7年度の実行会議の報告では、令和8～10年度を「改革実行期間」（前期）、令和11～13年度を「改革実行期間」（後期）と示されました。
- ・ 平日の部活動の地域移行は、実情に応じてできるところから推進するとなっており、今後、実行会議の報告を基にガイドラインの改定を行い、地域の実情に応じて地域移行を進めていくこととしています。

→[目次に戻る](#)

1-(4)

Q 中学校の休日の部活動の地域移行ということですが、中学校の平日の部活動は今後、どのようになるのですか？

A 国や県は『まずは休日の中学校の部活動を地域クラブ等へ移行すること』と示しておりますので、長崎市も国の方針に準じて、まずは休日の部活動の地域移行を進めることとしています。

平日の部活動については、運営主体や指導者の確保など、条件が整い次第、順次移行することになります。国の実行会議の報告でも、各課題を解決しつつ更なる改革を推進するとされています。

→[目次に戻る](#)

1-(5)

Q 小学校の課外クラブは中学校の地域移行と同様に進めるのですか？

A 小学校の課外クラブは現在、長崎市内66校のうち12校に開設されています。課外クラブとして小学校が運営しているケースは全国的にもごくわずかです。小学校学習指導要領にも、この課外クラブは明記されていない活動であることから、現在進めている『中学校部活動地域移行』とは制度が異なるものとして捉えてください。

『中学校部活動地域移行』より以前に、長崎市の小学校課外クラブについては、運営について見直しを図り、社会体育や社会文化活動へ移行することを各小学校へは指導連絡しています。

→[目次に戻る](#)

◇ 2 地域移行の進め方 ◇

2-(1)

Q 長崎市ではどのように地域移行を進めていくのですか？

A 単独の部活動で地域移行への準備が整ったところから、休日の部活動を地域に移行していきます。単独での活動が難しい部においては、合同部活動、拠点校部活動の導入などの地域連携に取り組み、令和9年度に3年生が引退し、新体制になる時期の休日の部活動の完全地域移行を目指しています。令和7年度から令和9年度までは、それぞれの部の実情を踏まえ地域移行の準備を段階的に進めていきます。

→[目次に戻る](#)

2-(2)

Q 地域連携と地域移行の違いは何ですか？

A 地域連携は、地域移行の環境・準備が整っていない場合に、合同部活動や拠点校部活動など、地域移行を見据えた暫定的な取組みで部活動として行われるものです。一方、地域移行は学校教育活動から移行した社会教育として位置づけられた活動となります。

→[目次に戻る](#)

2-(3)

Q 地域連携のうち、合同部活動とはどのような活動ですか？また、中体連が示している合同チームとは異なるものですか？

A 合同部活動とは、長崎市の認定を受けて、近隣の複数の学校が合同で部活動を行うものです。また、地域移行を見据えて取り組むものであり、大会の出場に関しては、それぞれの学校で出場したり、複数の学校が一つの部として中体連主催の大会に出場することも可能です。

一方、合同チームは、中体連が大会出場のために救済措置として示したものです。これはバスケットボール、バレーボール、軟式野球、サッカー、ラグビー、ハンドボール、ソフトボールといった個人種目がない団体種目に限り適用される制度です。中体連の規定に則り、あくまで一時期に一つのチームとして大会に出場したり、合同で練習を行います。その際、それぞれの学校の指導者が指導にあたる必要があります。

→[目次に戻る](#)

2-(4)

Q 地域連携のうち、拠点校部活動とはどのような活動ですか？

A 拠点校部活動とは、在籍校に希望する部活動がない場合に他の学校が受け入れるものです。長崎市では、原則近隣の学校での受け入れを想定しています。活動については、休日はもちろん、平日も実施可能としています。また、活動場所への移動に関しては、保護者の責任のもと行うこととしています。

→[目次に戻る](#)

2-(5)

Q 文化部についても地域移行をするのですか？

A 文化部についても運動部と同様に、地域の実情に応じて、休日に実施している部活動を地域クラブ活動へと移行することを進めています。

→[目次に戻る](#)

2-(6)

Q 地域連携の拠点校部活動では、複数の生徒がそれぞれ別の学校を希望する場合、希望する学校に申請を出すことは可能ですか？

A 同じ在籍校から、複数の生徒が違う学校を希望することは可能です。ただ、受け入れに関しては受け入れ先の学校の判断になるため、希望をすればすべて受け入れが可能というわけではありません。

→[目次に戻る](#)

2-(7)

Q 休日の部活動が地域に移行した場合、平日の部活動はどうなるのですか？

A 平日の部活動はこれまでどおりの各学校管理下の活動となります。なお、平日についても条件が整っており移行が可能な場合は、実態に応じて地域移行を進めていきます。

→[目次に戻る](#)

2-(8)

Q 令和9年度の新チームになってからは、中学校の休日の部活動は実施されないのですか？

A 現段階では、令和9年度の新チームに切り替わる時期までに、中学校休日部活動を地域クラブ等へ移行することを目指して取り組んでいます。休日の部活動が地域クラブ活動となるよう、市も移行を推進してまいります。

→[目次に戻る](#)

2-(9)

Q 令和9年度の新チームということであれば、現在の小学5・6年生がそれぞれ中学1・2年生ということになりますが、その該当の児童生徒とその保護者が考えればよいということですか？

A 少子化が加速化しており、部員不足等で運営や大会等への出場が困難になっている部が多くあります。一方、部員数が多く、活動も充実しており、今はそのような問題はない部でも、遠くない将来に、そのような問題に直面することが十分に想定されます。

“令和9年度になってから地域クラブへ移行する”という解釈ではなく、“期間より前でも準備が整った部から順次移行する”という視点で、部活動の実態を把握している現中学生の保護者の皆様にも、将来にわたる持続可能な方法や、先を見据えた方向性について検討し、次の世代に引き継いでいただきたいと考えています。

また、地域や種目により実情や実態は異なります。離島地区においては移動の制限もあ

ります。地域移行の方法は各部により大きく異なりますので、個別に対応していきたいと考えています。お気軽にご相談ください。

→[目次に戻る](#)

◇ 3 運営主体について ◇

3-(1)

Q 地域クラブの運営主体にはどのようなものがありますか？

A 運営主体としては、地域のスポーツ団体や文化芸術団体、民間のクラブ、保護者・指導者等の団体など、多様なものが想定されます。長崎市としては、保護者会が中心となって運営主体になることを想定しています。

→[目次に戻る](#)

3-(2)

Q 地域クラブを立ち上げる場合、どのような手続きが必要になりますか？

A 地域クラブを立ち上げる場合は、まずは市教育委員会にご相談ください。その後、当該中学校の校長に設立の意向を伝え、協議を進めることになります。

設立の方向に進めば、役員、指導者、活動方針、活動内容、活動場所、会費、保険等について学校と情報共有を図ることが重要です。また、それらについて記した規約等を作成し、スポーツ安全保険等の保険に加入して活動することになります。

規約等の作成の際、サンプル等も用意しておりますので、市教育委員会へご相談ください。

詳しくは長崎市のホームページに掲載している『長崎市地域クラブ活動指針』および『長崎市立中学校地域クラブ運営の手引き』をご覧ください。

URL <https://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/211/>

→[目次に戻る](#)

3-(3)

Q 保護者会が運営主体となった場合、会員や指導者間の連絡、活動記録、集金等、多くのことを担うことになりますが、負担が増えることにつながりませんか？

A 部活動においても、保護者会が顧問と連携しながら、会費の徴収、車出し、弁当の手配、合宿等の企画をしていただいています。地域クラブへ移行した場合も、中学生のスポーツ・文化芸術活動の環境を確保するため、引き続きご協力をお願いしたいと考えています。

なお、新しく立ち上がった地域クラブの方から、部活動の時の運営と大きく変わらないとの声もいただいています。

また、中学校の部活動地域移行に伴い、効率的なチーム運営を支援するアプリも数多くありますので、負担軽減にご活用ください。

→[目次に戻る](#)

◇ 4 保護者負担について ◇

4-(1)

Q 部活動が地域に移行したら、保護者の負担はどうなりますか？

A 地域移行後は、学校の活動ではなくなるため、指導者の謝金や消耗品費、保険料などの費用は原則受益者負担となります。活動に必要な経費は競技種目、文化芸術活動によって異なります。運営団体には、参加者の過重負担とならないような体制づくりをお願いしています。

→[目次に戻る](#)

4-(2)

Q 経済的に困窮する家庭に対して地域クラブに参加するための費用の支援はありますか？

A 現在、国に対して要望をしているところですが、具体的な措置については未定です。今後、様々な機会を通じて引き続き要望を行うとともに、国や県の動向を注視していきます。

→[目次に戻る](#)

4-(3)

Q 地域クラブに対する市からの補助金がありますか？

A 長崎市が認定している地域クラブには、年間活動費と大会の派遣費（交通費や宿泊費等）について、部活動に所属する中学生と同じ金額を補助しています。なお、活動費に係る補助金については、休日のみではなく平日を含め、完全に移行した地域クラブに所属する中学生が対象となります。

→[目次に戻る](#)

◇ 5 地域クラブの指導者について ◇

5-(1)

Q 地域クラブでは、指導は誰が行うのですか？

A 地域クラブの指導は、地域の指導者が行うことになります。各クラブの方針に合った指導者を探していただくことが重要と考えますが、長崎市としては、部活動指導員や、課外クラブサポーターが継続して指導にあたっていただくことを想定しています。また、希望する教職員が兼職兼業の許可を得て、地域クラブの指導者として指導にあたることも可能です。地域クラブの指導者の確保が難しい場合はご相談ください。

→[目次に戻る](#)

5-(2)

Q 地域の指導者として、地域クラブの指導をしたいのですが、どうすればよいですか？

A 地域クラブでの指導を希望する場合、まずは市教育委員会に問い合わせてください。

→[目次に戻る](#)

5-(3)

Q 地域クラブの指導者として従事するために、必要な資格等がありますか？

A 指導者に対して、資格の有無について制限はありませんが、中学生を対象に指導をすることになるため、子どもの心身の成長を支える知識や技能も必要となります。そのため、指導者には、県・市や各団体等が開催する指導者研修等を受けていただくことを推奨しています。

→[目次に戻る](#)

5-(4)

Q 中学校の休日の部活動の地域移行で、平日は部活動、休日は地域クラブ等でそれぞれ活動することになりますが、平日と休日で指導者が変われば混乱が生じるのでは？

A 立ち上がった地域クラブの多くが、部活動で指導している課外クラブサポーターが、そのまま地域クラブの指導者として部活動と地域クラブの両方の指導にあたっています。また、部活動の指導に従事している顧問が、休日の地域クラブ等の指導を希望すれば指導にあたることも可能です。

長崎市では、学校と連携することを認定の要件としていますので、部活動と地域クラブの指導者が異なる場合は、指導者間の連携をしっかりとっていただく必要があります。

→[目次に戻る](#)

◇ 6 地域クラブの活動内容について ◇

6-(1)

Q 地域クラブの活動回数や活動時間、大会参加回数はどのようになっていますか？

A 地域クラブの活動内容については、中学生の発達段階に考慮し、適切な回数や時間を設定する必要があると考えます。具体的には、長崎市課外クラブガイドラインや長崎市地域クラブ活動指針に準拠し、活動時間や休養日を定めることとしています。大会の参加回数については、具体的な制限は設けていませんが、生徒、保護者の心身の負担過重とならないよう大会参加を精査することとしています。

→[目次に戻る](#)

6-(2)

Q 中学3年生は、いつまで地域クラブ活動に参加することができますか？

A 大会等の時期や参加方法等が種目や学校によって異なるため、クラブを運営する団体や指導者に確認する必要があります。また、生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動の奨励の観点から、多世代で活動したいというニーズがあれば、期限を定めず活動できる環境を整えることを、国のガイドラインでも推奨されています。

→[目次に戻る](#)

6-(3)

Q 部活動から地域クラブに移行したら、毎日、練習していいのですか？

A 長崎市では平成30年に『長崎市課外クラブ・部活動ガイドライン』を策定しました。これは部活動の円滑かつ健全な運営や、活動する小中学生の健やかな成長を目指すための内容となっています。

今回、部活動の地域移行を進めるにあたり、長崎市では新たに『長崎市地域クラブ活動指針』を策定しました。部活動としての教育的意義を継続するため、『長崎市課外クラブ・部活動ガイドライン』の内容も多く取り入れています。

長崎市地域クラブとして認定するクラブの活動については、学校部活動に準拠することを基本としていますので、週2日の休養日を設けることや、平日2時間・休日3時間程度の活動時間とすることについては引き続き順守していただく必要があります。

→[目次に戻る](#)

6-(4)

Q 地域クラブとなった場合、活動場所はどのようにして確保すればいいですか？

A 『長崎市地域クラブ』として認定されれば、部活動として使用していた学校施設を部活動の時間帯（平日は放課後から19:00まで。休日は各学校の規定による）に限り、当該の学校と協議のうえ使用することができます。

平日の19:30以降は、既存の団体や民間クラブ等と同様に、市の公共施設案内・予約システムの利用者登録を行い、個別に申込み、希望者が重複すれば抽選の上、利用していただくことになります。また、状況によっては学校と調整のうえで、面割の工夫をして優先的に利用できる場合もありますのでご相談ください。

詳しくは長崎市のホームページに掲載している『長崎市のスポーツ施設等の予約方法』

をご覧ください。

URL <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/2353.html>

→[目次に戻る](#)

6-(5)

Q 地域クラブとして、中学校体育連盟等が主催する大会に出場することができますか？

A 種目により参加資格や条件等は大きく異なりますが、令和5年度より、中学校体育連盟主催の大会に地域クラブでの出場が可能になりました。参加資格や条件等については定期的に見直されているため、確認が必要となります。長崎県内の大会についても同様です。その他、種目や連盟により条件等が定められていますので、詳細については、各連盟や専門部から出されている要項等の確認が必要となります。

また、競技団体主催の大会についても、出場資格について主催者に確認を行うことが必要です。

→[目次に戻る](#)

◇ 7 長崎市地域クラブの認定について ◇

7-(1)

Q 申請はどのような方法で進めればよいのですか？

A まず市教委に長崎市地域クラブとしての認定を希望する旨をお伝えください。
申請に必要な書類は以下のとおりです。

- ①（様式1）長崎市地域クラブ認定要件確認書
- ②（様式2）地域クラブ公認申請書
- ③規約等の写し
- ④保険加入の写し

様式については市のホームページからダウンロードできます。

規約等を作成する際、サンプル等を用意しておりますので、必要であれば市教育委員会へご相談ください。

URL <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/6117.html>

→[目次に戻る](#)

7-(2)

Q 長崎市では、民間のクラブと地域クラブをどのように区別しているのですか？

A 長崎市では原則として、部活動から地域移行し、学校と連携して国・県のガイドライン、「長崎市地域クラブ活動指針」に沿って活動する地域のクラブを、長崎市地域クラブとして認定し、既存のクラブとの棲み分けを図ることとしています。認定されると、学校と協議のうえで、部活動で使用していた学校施設の使用等が可能となります。

→[目次に戻る](#)

7-(3)

Q 長崎市地域クラブ認定の申請期間、更新についてはどのようになりますか？

A 認定の申請については、年度内であればいつでも可能です。

認定期間は毎年度の3/31となっておりますので、認定の継続を希望する場合は、毎年度初めに更新が必要となります。その際、必要書類を再度提出することになります（前年度と変更のない書類については提出の必要はありません）。

また、指導者の変更等があった場合は、その都度市教育委員会に報告をお願いします。

→[目次に戻る](#)

◇ 8 責任の所在と保険の加入について ◇

8-(1)

Q 地域クラブの活動において、事故等が発生した場合の責任の所在はどうなりますか？

A 基本的には、活動を運営する団体等が責任を負うことになると考えます。しかし様々な状況が考えられ、事故等の発生時の状況によって責任の所在は変わってきます。例えば、施設の瑕疵による場合はその管理者の責任、誤った指導による傷害等については指導者の責任、また、生徒同士のトラブルについては保護者の責任となること等も想定されます。

また、保険については学校管理下での事故が対象となる災害共済給付とは別に、運営団体を通して活動内容に見合った任意の保険に加入する必要があります。その際、自身の怪我等を補償する保険だけでなく、賠償責任も想定したうえで、個人賠償責任も補償対象となる保険への加入を推奨しています。

→[目次に戻る](#)

8-(2)

Q 指導者として従事する場合、保険の加入は必要ですか？

A 指導者についても、指導中の事故等が想定されますので適切な保険に加入する必要があります。教職員が兼職兼業で従事する場合でも、立場は教職員ではなく、学校管理下でもありませんので、別途、保険に加入する必要があります。保険の内容については、指導者としての指導や審判等の活動まで保障するものであることが望ましく、参加生徒同様に運営団体を通して加入することが適切であると考えます。

→[目次に戻る](#)

◇ 9 その他 ◇

9-(1)

Q 地域移行することによって、同じ競技で1つの学校に2つのクラブが立ち上がるという
のも出てくると思いますが、制限等がありますか？

A 1つの学校で2つの同じ種目の地域クラブが立ち上がることに關しては、特に制限はあ
りません。例えば、競技志向の高い生徒たちが集まって活動し、もう一つは単に楽しみた
いという目的で活動するということは、国もそのような形態についても推進しているところ
です。ただ、極端な勝利至上主義での活動は、長崎市の地域クラブとしての認定対象外
になります。子どもの受け皿として2つというのは問題ありません。

→[目次に戻る](#)

9-(2)

Q 地域移行のことがよくわからないのですが、周知はどのようにされていますか？

A 地域移行の全体像については、市のホームページの「部活動地域移行通信」で周知を図
っているところです。具体的な進め方や今後の見通し等については、市の活動指針を令和
6年3月に策定し、対象となる部活動の関係者等に対しての情報提供を行ってきました。

また、学校関係者への周知、保護者、指導者への説明会を通して啓発を図っています。
説明会の資料と音声付きの動画を市のホームページにアップしていますので、視聴するこ
とも可能です。

今後も、市のホームページに現在の進捗状況等について随時掲載していくようにしてい
ます。

URL <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/6119.html>

→[目次に戻る](#)